令和５年度　第３回北区介護保険運営協議会　議事録

１　開催日時　令和６年２月５日（月）午前９時３０分～午前１１時００分

２　開催場所　北とぴあ　１５階　ペガサスホール

３　開会あいさつ

４　議案

（１）「北区地域包括ケア推進計画（北区高齢者保健福祉計画・北区認知症施策推進計画・第９期介護保険事業計画）（案）」について

【高齢福祉課・長寿支援課・介護保険課】・・・資料１

（２）令和６年度介護予防・生活支援サービス事業の単価見直しについて

【長寿支援課】・・・資料２

５　報告事項

（１）第９期介護保険運営協議会委員について【介護保険課】・・・資料３

６　その他

７　出席者

藤原　佳典会長	蔡　　誠献委員	神保　順子委員
卜部　吉文委員	熊木　隆夫委員	関口　久子委員
大場　栄作委員	深石しのぶ委員	山田　敏広委員
川崎千鶴子委員	塩見　幸平委員	宮野　　茂委員
置鮎佐和子委員	石和　信人委員	荒川　正代委員
加藤　博昭委員	平野　惠子委員	米村　雅範委員
江口　直子委員		

８　質疑応答

【介護保険課長】　皆様、おはようございます。本日はお集まりいただきまして、ありが

とうございます。

定刻となりましたので、ただいまから、令和５年度第３回北区介護保険運営協議会を開催させていただきます。

私は事務局を務めます、介護保険課長と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日、議会の関係上、福祉部長は欠席しておりますので、ご挨拶につきましては、会長のほうからお願いいたします。

【会長】　皆様、おはようございます。

また、今年最初の会議にご出席いただきましてありがとうございます。今年、新年早々いろいろ本当に様々な大変な事件、事象が起こっておりますが、特に災害対策に関しましては、今後の第９期でも非常に優先順位を上げて検討すべき課題かなというふうに考えております。

さて、今日は北区地域包括ケア推進計画のかなり進捗状況の報告がいただけるかなとは思っております。これまでの議論を踏まえまして、北区高齢者保健福祉計画と北区認知症施策推進計画、そして第９期介護保険事業計画をうまくバランスが取れて、整合性が取れるような形で、事務局のほうもまとめいただいているところでございます。

ブラッシュアップに向けて、今日も限られた時間でございますが、委員の皆様のご意見を頂戴できればと思います。また、今日は二つ目の議案といたしまして、令和６年度介護予防生活支援サービス事業の単価見直しの方向性についてもお話をいただければと思っております。

そういうことで、今日はまた熱心なご議論を期待したいと思いますので、進行についてご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、資料確認のほうはよろしいでしょうか。

【介護保険課長】　それでは、続きまして、本日の資料を確認させていただきます。次第。資料１、地域包括ケア推進計画（北区高齢者保健福祉計画・北区認知症施策推進計画・第９期介護保険事業計画（案））についてということで、プリントしたものをお配りしています。資料２、令和６年介護予防・生活支援サービス事業の単価の見直しについて。資料３、第８期北区介護保険運営協議会委員名簿。以上でございます。

このうちの資料１の計画資料につきましては、作成準備に時間をいただき、申し訳ございませんでした。事前にデータにてお送りさせていただきましたが、改めまして、本日、机上のほうに配付させていただいていますので、資料２、３につきましては、事前に郵送

させていただいております。不足している資料がございましたら、事務局職員までご連絡をください。よろしくお願いします。

そして、ここで本日の出席状況についてご報告いたします。〇〇委員、〇〇委員からは所用のため欠席の旨、ご連絡をいただいております。また、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員も欠席のご連絡をいただいています。そして、〇〇委員、〇〇委員についても欠席をいただいています。

以上でございます。

委員定数２７名のうち、１８人の方の出席をいただいておりますので、東京都北区介護保険条例施行規則第４５条第２項の規定による過半数の出席を満たしておりますので、本日の運営協議会は有効に成立していますことをご報告申し上げます。

また、本日の会議は公開とし、本会場に傍聴席を設けております。介護保険運営協議会運営規則第４条第２項によると、会長は傍聴人の数を制限することができると規定されておりますので、本日は定員を６名といたしますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは、以後の進行につきましては、会長、お願いいたします。よろしくお願いします。

【会長】　それでは、議案に入りたいと思います。

まず、議案の１番、北区地域包括ケア推進計画（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

【高齢福祉課長】　高齢福祉課長でございます。

それでは、北区地域包括ケア推進計画がまとまりましたので、ご報告をさせていただきます。

この計画でございますが、今、事務局（案）ということでございまして、来週になりますが、この計画の策定委員会のほうで議論をいただくことになってございます。

それでは、本日お配りいたしました冊子のほうをご覧いただければというふうに思います。

まず初めに、計画の内容に入ります前に、パブリックコメントと公聴会を１２月に行いましたので、その結果につきまして簡単にご報告をさせていただきます。冊子の１５８ページ、お願いいたします。

まず、パブリックコメントについてでございます。昨年、令和５年の１２月１日から今

年の１月５日までの１か月間になりますけれども、ホームページ等でご案内をさせていただいたところでございます。これに対しまして、３名の方から１６件のご意見がございました。主な意見といたしますと、計画全体に関することですとか、認知症と喫煙の関係、また在宅療養支援に関すること等が多い意見でございました。

そして、公聴会でございます。お示しのとおり、４会場で行ってございます。合計で３３名の方々にご参加をいただき、３５件のご意見をいただいたところでございます。こちらにつきましては、もう認知症の施策に関することやまた特別養護老人ホームについてのご意見などをいただいたところでございます。

それでは、計画の中身につきまして、中間のまとめから変更があったところになりますけれども、その説明をさせていただきます。

まずはじめ、４ページ、お願いいたします。

（４）地域共生社会の実現に向けてというところでございますけれども、３段落目、「認知症施策推進大綱」からのところになりますけれども、さらにというところで、今年の１月に認知症基本法が施行されましたので、以前は令和５年の６月に成立したという書き方から変更をさせていただいたところでございます。

続いて、１枚おめくりいただきまして、６ページでございます。下の地域包括ケアシステムのイメージ図、公聴会などで少し分かりづらいというようなご意見がございましたので、新たなものに変えさせていただいたところでございます。

少し飛びまして、１３ページ、お願いいたします。第２章になります。高齢者を取り巻く現況ということで、人口のほうを載せているところなんですが、こちら、ちょっと今回間に合わなかったんですけれども、令和５年１月１日現在の人口になっておりますが、こちらにつきましては、新たなものにこの後差し替える予定でございます。下の高齢者人口についても同様でございます。

続いて、おめくりいただいて、１４ページでございます。こちらの人口ピラミッドについても、令和５年１月１日現在になってございますので、新たな時点に変更をする予定でございます。

お隣の１５ページでございます。高齢者を取り巻く状況ということで、高齢者のみの世帯数のグラフの追加をさせていただいております。

おめくりいただきまして、１６ページのグラフでございます。「年齢階層別要介護・要支援者の認定率について」を追加で掲載をしてございます。

１７ページの（４）認知症高齢者数についても、追加で掲載をしているところでございます。

続きまして、少し飛びまして３９ページ、お願いいたします。日常生活圏域の部分になります。

各圏域別の状況につきまして、追加で圏域ごとの取組を掲載してございます。第８期の取組結果と第９期の目標と評価方法等につきまして、各あんしんセンターによって記載をしていただいたものでございます。これが圏域ごとに続いてまいります。

また、ページが飛びまして、第４章、６２ページ、お願いいたします。基本目標の４でございます。多様な機関の協働による支援体制の充実というところでございますけれども、２行目の「また、８０５０問題や」のところになりますが、重層的支援体制についてということで、少し文言を追記してございます。

続いて、隣、６３ページでございます。事業数が確定いたしましたので、変更をさせていただいているところでございます。個別事業につきましては１２２から１２５個の事業、そして重点事業につきましては、３８から４０ということで設定をしたところでございます。

なお、プラスになっている事業といたしますと、６９ページ、Ｎｏ．６２の短期集中予防サービス事業、そして７０ページの７２番、ヒアリングフレイル対策事業、そして７２ページ一番下、９９番の特殊詐欺対策というようになってございます。

続きまして、７６ページ、お願いいたします。基本目標ごとの取組ということで、この成果指標でございますが、一番下、地域ケア個別会議に事例を提出する居宅介護支援事業所の数ということで、こちら区内総事業所数の３４．８％ということで、現状のほうの数値を新たに入れたところでございます。

あと、７７ページ以降でございますけれども、各事業につきまして一部事業の概要やイメージ図、写真などを挿入してございます。後ほど、ご覧いただければと思います。

飛びまして、８７ページをお願いいたします。自立支援、介護予防・重度化防止の推進のところでございます。この文章でございますけれども、介護予防やフレイル予防について詳しく明記をさせていただいたものでございます。

ページ飛びまして、９０ページでございます。こちら、先ほど説明しましたが、Ｎｏ．６２番、短期集中予防サービス事業が新規事業として追加をしてございます。

おめくりいただきまして、９３ページでございます。７１番、高齢者デジタルデバイド

解消事業につきましても、内容につきまして詳しく追記をさせていただいたところでございます。

そして、同じく９３ページの７２番、ヒアリングフレイル対策事業につきましては、新たに事業を追加したものでございます。

少し飛びまして、１０５ページをお願いいたします。基本目標の４、現状と課題の部分でございますけれども、先ほども少し説明をしましたけれども、３段落目、「さらに」というところでございます。経済的困窮者、単身・独居者、障害者、ひとり親家庭やこれらが複合したケースなどということで、様々な他分野との連携が重要であるということで、関係機関や支援機関と連携して重層的な支援を行うということで、詳しく書かせていただいたところでございます。

この後は認知症施策の部分になりますので、長寿支援課長のほうから説明させていただきます。

【長寿支援課長】　続きまして、私のほうから認知症施策のほうを新たに中間の過程を追加したものに関して、簡単にご説明させていただきます。

まず、１１３ページ、お開きいただけますでしょうか。一番下の正しい知識・理解の普及啓発というところで、実際に区の事業で行っている９月の「認知症を知る月間」の様子を写真等で載せさせていただいてございます。

次に１１４ページ、お開きください。認知症の本人発信支援というところで、文章のところ、少し詳しく具体的に箇条書きを修正させていただきました。

次に１１５ページ、ご覧ください。認知症に関する相談先の周知ということで、ケアパス、あんしんなびのところを具体的に記載せさせていただきました。

次に１１６ページをご覧ください。下の早期発見・早期対応のところでございます。認知症の初期集中支援チームの図を少し分かりやすく詳細に載せさせていただきました。

次に１１７ページの一番下の段でございますが、サポーター養成講座の様子等を文章も含めて、少し分かりやすいように記載を修正させていただきました。

次に１１８ページ、ご覧ください。チームオレンジによる活動の展開というところで、このチームオレンジの図の表ですけれども、従前のものより、この米印で書いてあります「運営の手引き」のほうが分かりやすかったので、こちらのほうに差し替えをさせていただいております。

次に１１９ページのほう、認知症の家族介護者支援というところで、今、認知症の家族

介護者支援事業で、家族のご支援のための講座を実施しておりまして、その様子などを載せさせていただいております。

次に１２０ページをご覧ください。下の認知症の発症・進行リスクの低減に資する活動の推進というところで、重点事業の右のところに写真がございますが、現在、実施しております「りぷりんと・北」による絵本読み聞かせ講座の様子、実際の様子です。講座を卒業される方の活動の様子を載せさせていただいております。

次に１２１ページ、ご覧ください。本人が社会参加できる場の拡充ということで、下に北区のオレンジカフェの全域の令和５年度版でございますが、図示をさせていただいております。

次に１２３ページ、ご覧ください。認知症のバリアフリーの推進というところで、下に認知症サポート店のご案内、どのようなスキームでやるかというところのチラシを載せさせていただいております。

最後、１２４ページです。こちら高齢者あんしんセンターの特徴のある活動ということで、実際に今、活動をしております、オレンジわんわんパトロール隊、また、ガーデニングプロジェクトの様子の写真を掲載して、ちょっとイメージを持ちやすいように構成をさせていただきました。

私からは以上です。

【介護保険課長】　続きまして、第６章介護保険事業の運営について、ご説明をいたします。これまでの検討を踏まえまして、中間のまとめから加えている部分もございますが、変更部分を中心にご説明をいたします。

１２７ページからは、介護サービスの利用状況と将来の見込みです。（１）から（４）は、令和５年度の実績見込を含め、計画値の推計を更新しています。

１２９ページをお願いします。（３）施設サービスと次のページの（４）地域密着型サービスは、サービス量の見込・整備方針を追加してございます。

続きまして、１３３ページからの（５）地域支援事業ですが、１３４ページの介護予防・日常生活支援総合事業等のページを追加しています。事業の詳細については、先ほど高齢福祉課長のほうから計画の内容、重点事業のところでも触れさせていただいているところです。

続きまして、１３７ページ、お願いします。２、介護サービス給付費と将来の見込みについてです。（１）介護サービス給付費（２）標準給付額・地域支援事業費用額は、この

たびの国の介護報酬改定を反映し、実績見込及び計画値の推計も更新しています。

続きまして、１３８ページの（3）総費用額を追加しています。第９期計画期間の合計は９７９億円で、第８期より１０．４％増と推計しています。

続いて、１３９ページからは介護保険料の設定についてです。

１４０ページの（2）保険料基準額の算定についてですが、こちらは中間のまとめよりも算定の仕組みを分かりやすいように表にお示ししています。第９期計画期間の介護保険料の設定ですが、介護保険給付費準備基金を活用しない場合は、介護保険料基準額は年額で８３，３０４円となりますが、令和５年度末の基金残高を３３億円と見込み、このうちの２０億円を活用して、第９期の保険料基準年額を７５，４８０円とさせていただいております。第８期の保険料の標準年額は、基金１７億の活用を前提として７万３，４００円でしたが、第９期にはさらに３億円を増額して基金を活用しても年額で２，１１０円、月額で１７６円の増となっております。こちらは先ほど説明しました全体のサービス料の増加ですとか、また、報酬改定を見込んで１０．４％の増加というところの影響を踏まえてです。

続きまして、ページを飛びまして１４１ページ、（3）保険料基準額の算定の令和２２（２０４０）年度は、第９期保険料基準額月額の数字を修正しています。

続いて、（4）所得段階別保険料基準額の設定についてです。次ページ、所得段階ごとの保険料の年額の表を追加しています。１４０ページでお示しの基準保険料額に所得段階ごとの乗率を掛けて年額を算出しています。１６段階は第８期と同様でございますが、乗率については、国の基準の段階、９段階から１３段階の多段階化、高所得者の標準料率の引上げや、１号被保険者間での所得再分配機能の強化の考え方を踏まえまして、低所得者の増額による不均衡の是正をするために、乗率の調整や高所得者の第１０段階から１６段階の乗率の引上げを行いました。

なお、参考までに、令和６年度の被保険者数の構成比の見込みを記載しています。

続きまして、１４３ページからが、４、介護保険制度の円滑な運営に向けてについてでございます。

１４４ページの（2）収入確保対策（3）給付適正化計画（4）介護人材の確保・定着及び介護現場の生産性の向上の推進（5）災害や感染症に対する備えについて、文言の追加と整理を行っています。

このうちの１４７ページ、こちら以降の（4）介護人材の確保・定着及び介護現場の生

産性の向上の推進についてですが、介護人材の裾野を広げる取組に加え、今後、介護現場の負担を軽減する取組として、介護助手を含めた新たな担い手の検討についての文言を新たに加えさせていただく予定でございます。

また、続きまして１４８ページ、こちらの③生産性の向上の推進についてですが、１５０ページ、こちらの表にもお示ししていますが、介護現場におけるＩＣＴ導入支援研修については、事業所内のＩＣＴ導入に向けて、人材の確保・定着の側面からも、小規模事業所等への支援に取り組んでまいります。同様に、介護現場のハラスメントの実態把握と支援策の検討も進めてまいります。

同じページの（５）災害や感染症に対する備えについてですが、こちらについても、北区大規模水害避難行動支援計画に基づき、水防法や土砂災害防止法における避難確保計画の作成及び訓練等、実務実施義務化とともに、平常時から事業所職員が避難支援者になることを想定したＢＣＰの策定、訓練が求められるというような趣旨の文言を新たに加えさせていただく予定でございます。

最後に１５３ページからは、資料編を追加しております。

大変雑駁でございますが、説明は以上となります。

【会長】　ありがとうございました。３人の課長から順番にご説明いただきました。

まず、委員の方の皆さんのご意見を頂戴したいんですが、一応ちょっと三つに分けて、最初に、高齢福祉課長からご説明がありました第１章から第４章までのところをまずご質問、ご意見を承りたいと思います。その後、第５章の認知症と第６章の介護保険事業の運営に関して、ご質問を承ればと思っております。

まず、第１章から第４章にかけてご質問、ご意見、いかがでしょうか。

委員、お願いいたします。

【委員】　すみません、お世話になります。

まず、６ページの北区版地域包括ケアシステムのイメージの図になるかと思うんですけど、そこで、細かな話になるんですけれども、訪問リハビリステーションと書いてあるので、ほかのところは訪問リハビリテーションと書いてあるんですけど、ここだけなぜか訪問リハビリステーションとなっているので、そこの表記の仕方が大丈夫かなというのを確認が１点。もう一点あるんですけれども、思ったこととしまして、８７ページの実態把握調査のフレイルのところを貼り付けたかと思うんですけど、ちょっとここの印刷が粗いなと思いまして、ほかのところはしっかりクリアに出ているんですけど、ここだけなぜか見

え方が粗いなと思いましたので、せっかくだったらもう少しクリアになればと思ったので、ここだけ２点思ったことです。

以上です。

【会長】　ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。まず、６ページの文言のところからですかね。

【高齢福祉課長】　６ページにつきましては、すみません、誤植でございますので訂正させていただきます。

また、８７ページにつきましても、もう少し鮮明なものに変更させていただきたいというふうに思ってございます。ご意見、ありがとうございました。

【会長】　ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

委員、お願いいたします。

【委員】

１６ページの調整済み重度認定率と軽度認定率の分布というのがありまして、この表についての北区が置かれている場所というのも含めて、意味するところをご説明いただきたいと思っています。要は区民がほかの区に比べて、不当に軽度に認定されていないかとか、重度になっていないかというのは、私、過去ずっと思っていて、だんだん直ってきているとは思っているんですけども、この意味するところをちょっとご説明いただくと、委員の皆さんにも出した意味が分かるかなと思っていますので、よろしくお願いします。

【会長】　事務局、お願いいたします。

【介護保険課長】　介護保険課です。ご質問、ありがとうございます。

確かに、軽度については調整済みをしても、ほかよりも高く出ている。要は要支援者が多いということです。そして重度については調整済みで７．１％、そんなに高くなくて、２３区の中では真ん中よりちょっと下ぐらいかなというところなんですけれども、基本的には低く出ているとか高く出ているというところではなくて、やはり低い人がこれ以上高くならないように予防に取り組むとか、ちょっとそういった補足の部分も必要にはなってくるかなというふうに思っているんですけれども、これ以上介護度が上がらないようにする取組、それから重度の人がまたさらに上がることがないような取組が必要という意味で、この位置を示させていただいているところでございます。

文言については、今、ご指摘をいただきましたので、実情だけではなく、目指すところ

の説明も加えさせていただければと思っています。

以上です。

【会長】　ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

委員、お願いいたします。

【委員】　分かりやすくまとめていただいて、ありがとうございます。

前期と比較して、重点となる内容というものがあれば、どのようなものか教えてほしいですし、特にそういうのではなくて、この点に注力しましたとか、そういうのがあれば教えていただきたいなと思います。最も連続性を持ってやっておられるので、そういう観点はなくて全般的に推進ということかもしれませんが、細かいことについてよく書かれているんですけど、総括的にその辺を教えていただければということです。よろしくお願いします。

【会長】　事務局、お願いいたします。

【高齢福祉課長】　最後に、ご意見にございましたように、総括的につくっている計画でございますが、中でも力を入れているものということになりますと、やはり認知症の基本法ができたということがございますので、認知症に関すること、介護予防、フレイル予防に関することにつきましては重点的に書いているところでございます。

また、区長が替わりましたので、区長の施策でございますけれども、高齢者の就労や生きがいづくりなど、そういった部分につきましても、少し今までより重点を置いているというようなところでございます。

代表的なものを申し上げましたが、以上でございます。

【会長】　ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、第５章の認知症施策の推進につきまして、ご質問、ご意見を承ればと思いますが、いかがでしょうか。

委員、お願いいたします。

【委員】　ケアマネジャーの会です。ご説明、ありがとうございました。

ページで言うと１１８ページのところで１点。認知症サポーター養成講座に関して、テキストの大幅な改定があったということで、各あんしんセンターさんからケアマネの団体に確認と配布についてのご連絡を細かにいただいております。ありがとうございます。

そういった形で、引き続きキャラバン・メイトの活躍の場を、あんしんセンターさんとの連携ができるように、ぜひご支援を図っていただきたいと思っております。

以上です。

【会長】　事務局、何かお答えいただけることはございますでしょうか。

【長寿支援課長】　ご意見、ありがとうございます。

キャラバン・メイトのほうは来年度以降、もう少し裾野を広げるといいましょうか、広げていきたいというのが私どもの思いでございますので、ご意見を受けまして、積極的に推進をしていく活動ができればと思っております。こちらとしましても、キャラバン・メイトになっていただく方を増やしたいというところは本当に強い思いでございます。あんしんセンターの皆様、それ以外のところのご協力も得ながら、進めていっていきたいと思っております。

以上です。

【会長】ほかはいかがでしょうか。

委員、お願いいたします。

【委員】　サービス提供責任者の会です。よろしくお願いいたします。

今、オレンジキャラバン・メイトの件なんですけれども、今、この講習を受けると、今まではオレンジリングだったんですが、それがカードを受け取られるようになったと思うんですけれども、オレンジリングは誰から見ても、あの人、認知症サポーターなんだなというのが一目瞭然で分かったんですが、カードになってしまうとやっぱり目につきにくくなるので、その辺のもし予算の関係もあるかと思うんですが、目につきやすい何かの方法を取られていただけたらどうかなと思って、ご提案です。よろしくお願いします。

以上です。

【会長】　ありがとうございます。

事務局、オレンジリングとカード、できるだけ目立つようなものをということでご提案いただきましたけれども、いかがでしょうか。

【長寿支援課】　長寿支援課です。

令和３年ぐらいからですが、オレンジリングからカードのほうに変わっております。キャラバン・メイト協会からも、カードのほうが名刺としても分かりやすいということで、提示しながらお渡しして、提示できるような形にしたいということで、北区としてもカードのほうを進めています。有料になりますが希望する企業さんとかもあれば、有料でオレ

ンジリングを配布するということもしております。

ですので、なかなか予算的には、この今までのリングにすることはちょっと難しいような状況ですが、カードのほうを進めながら、必要なところにはお金はかかりますがお渡しできるような状況にしていきたいと思います。

以上となります。

【会長】　ありがとうございます。これ、リングからカードに変わった何か理由とか経緯というのはあるのでしょうか。

【長寿支援課】　そちらについても、キャラバン・メイト協会からは身につけられるような状態で、何かあったときにも提示しやすいような形ということで、携帯的にも持ち運びもできるというところで、そういうような状況から変わったということになっております。

【会長】　ありがとうございます。やっぱりリングはリングで、これ非常に目立つというか一遍に分かることですので、こういったもの、どういう資金で、どうまた情報を変更して啓発していくかというのは、今後の課題としていいのかなと思います。必ずしも役所が公費で出すというだけではなくて、こういうものこそ、本当に企業さんから何というか協賛金を頂いて、意識を一緒につくっていくというのもありかなと思いますので、またご検討いただければと思います。

委員、お願いいたします。

【委員】　あんしんセンターです。

今のほんとオレンジリングの話、私もそのように思います。最近、小学校で認知症サポーター養成講座をやりました。事前に区のほうに、例えば５０人参加します、小学校のほうではオレンジリングが欲しいということで、お金かかってもいいので。事前に５０人なら５０人ということで、お願いして５０人分をもらいました。ところが、そんな計画をした後に転校生が来ました。でも、当日はその講座を受けました。先生としてはこの人にもオレンジリングを渡したいので、１個追加してくださいというお話だったんですけど、５０個注文しても１個注文しても送料が１，０００円なんですよね。そこが結局は、じゃあいいですという話になったんですけれども、何らか例えば少し区のほうでまとめてストックしておいてもらってというような便宜が図ってもらえるとありがたいなと、そのときに思いました。

【会長】　ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

委員、お願いします。

【委員】　すみません。ちょっと素人目線で申し訳ないんですけど、１２１ページのオレンジカフェ、北区のオレンジカフェ、いっぱいあるんですけれども、こちらの本人が社会参加できる場の拡充ということで、北区にいっぱいできてきているんですけども、利用状況はどんなものなんですかね。要するに、せっかくつくっても利用状況が少ないのであればどうなのかなという印象をちょっと私持ったので。ですから、もし利用状況が少ないのであれば、利用状況を上げるための何か対策を取るとか、そういったことが必要になるのかなというふうに思いましたので、せっかくいいのをつくっても、利用状況が少ないのであれば、やっぱり対策を取らないといけないのかなというのをちょっと感じました。

以上です。

【会長】　事務局、カフェの利用状況に関してのご質問、いかがでしょうか。

【長寿支援課長】　ご質問、ありがとうございます。

利用状況、簡単にご説明させていただきます。令和４年度で言いますと、全地域で３１０回、１年間に開催されまして、参加者が２，７９２人です。令和３年度ですと、全体で２５２回開催しました。１，９６５人のご参加ということで、コロナ禍が明けまして徐々に人数も増えてきているという状況でございまして、現時点の令和５年１２月末現在、２３６回、回数として開催しています。２，５８８名の方にご参加していただいております。

認知症サポーターの方の養成講座の人数も増えておりますので、こういったサポーターの方のお力も借りながら、増やす方向で考えておりますので、推進ということで区としては考えてございます。

以上です。

【会長】　ありがとうございます。

どうぞ。

【委員】　結構、じゃあコロナが明けて、どんどん増加している感じですかね。

【長寿支援課長】　おっしゃるとおりでございます。増加している傾向になってございます。

【委員】　そうですか。じゃあ、それだったらいいですけど、あんまり変わらないんであれば、やっぱり何か対応しないとと思ったので、ちょっと発言しました。ありがとうございます。

【会長】　これは、同じ方が何回も来られているという、延べの数かなと思うんですけど

も、新規の方もかなり増えていらっしゃるかというのは把握されているんでしょうか。

【長寿支援課長】　新規の方が令和５年度１２月末現在で申しますと、初参加の方、２３６回やったうちの３５６名ご参加しておりますので、それなりに皆さんからのご案内が功を奏して、新規の方が来ていらっしゃるというふうに私どもは考えています。

【会長】　ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

では、それでは続きまして、第６章、介護保険のサービスのところでございますが、介護保険事業の運営ですね。この第６章の項目に関してご質問、ご意見があればいただければと思います。いかがでしょうか。

委員、お願いいたします。

【委員】　ケアマネジャーの会です。

ページで言いますと１４５ページのところでお伺いしたいと思います。この中で、ケアプラン点検に関して、ここ３年間の時期の中では、趣旨に沿ったケアプラン点検のノウハウを持つ事業者への業務委託を通じて実施というふうに明記されております。この絡みで、前８期の計画の中では３か年かけてケアマネジャー任意団体との連携ということから、主任ケアマネジャーの協力及び区内ケアマネジャー全体で周知しているという流れで、３か年の計画を構想されておりまして、こういった大きな変化をもたらした経緯など、ご説明いただければと思っております。

以上です。

【会長】　事務局、いかがでしょうか。

【介護保険課給付調整係】　介護保険課給付調整係と申します。お世話になります。

今回のこの給付適正化計画でございますが、その前のページ、１４４ページのところから記載をさせていただいているところでございます。もともと、こちらの給付適正化計画といいますのは、国の基本指針及びこちら給付適正化に係る指針というものが、国のもので毎期定められているところでございます。介護保険事業計画の３年間と合わせる形で、毎期指針が出ています。

今回の給付適正化の指針というのが今般示されたところで、こちらのほうでも書かせていただいておりますが、主要５事業を３事業に再編しますよと。その３事業に再編するに当たりましては、より実効性の高いもので過不足のないサービスをということで、給付適正化の指針としての実効性を高めるという観点から、今回の指針が示されたところでござ

います。

ケアプラン点検につきましても、事業所の選定に当たる部分ですとか、そういったところでは、今、現時点でどこの保険者にもある給付適正化のシステム、こちらを基にこちらに示される帳票を基に事業所を選定して行うようにということで、指針が今般示されたところでございますので、それに基づいてこちらのほうで変更という形を取らせていただいているというところでございます。

以上です。

【会長】　委員、いかがでしょうか。　はい、ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

委員、お願いいたします。

【委員】

１２８ページの居宅サービスのところなんですけども、今、全国的に訪問介護と居宅介護支援については足りない状況で、今後恐らく３年の間の６年、７年、８年という間で、この計画は相当難しいんじゃないかと私は思っています。逆に、通所介護とかショートステイとかというのは、今度は逆に供給過剰で要らないんじゃないかということも思っているので、何かその辺のところはメリハリをつけた計画にしていかないと、絵に描いた餅になっちゃうんじゃないかなというふうに思っています。

これは別に北区だけの話じゃなくて、全国的にもうその傾向になっていて、地方はもっと加速度的にそうなっていますから、居宅と訪問については何とかしていかないと、重要な事業なのに足りないというようなことになるのは、やっぱりある程度手を打っていかなきゃいけないかなと思っています。

それからあと、１２０ページの計画の中の介護老人福祉施設、特養ですけれども、基本、私、前から運協でもお話ししているんですけど、特養はもう要らない時代になっているというふうに思っています。

なぜそうなっているかといったら、まず、都内１，１１０何施設あるんですけども、余っている。もう都内の施設でもベッドが余るという状況がある。それから、今、この状況になって、建設費が非常に１．５倍ぐらい高くなっている。特養って何十億もかかって整備していかなきゃいけない。あと１０年もたったら恐らく余るとかといったら、そんな無駄金を使う必要ないだろうなと思っています。

それともう一つあるのは、特養を一つつくると、職員が非常に多く要ることになります。

そうすると、そこに集めてどうするのという話が、訪問介護とか、居宅が足りていない。まあ、即その方たちがその職種で行くとは限らないんですけども、少なくとも足りないところがいっぱいあるところで、要らないところにそれだけ大きなものをつくる、金の無駄遣い、人の確保の無駄というのがあるので、私はその特養についてはもう要らないというのは持論でありますので、そこはちょっとやっぱりこの事業計画だと増えているような形になっているし、重点目標とあるような形になっているんですけど、もう要らないんじゃないかなと思っています。それはなかなか言いにくいのかもしれないんですけども、現実論として、もう将来に禍根を残しますよ。大きなお金が使っていて、それが有効に機能しないということであると、居宅サービスのもう何十個分がそこに行っちゃうので、ちょっとそこをちょっと明記していただきたいなと思っています。

あともう一つ、何か特養が今、建築中ですよね、１５０床の。それは、いつ開設されるんですか。それによっては、１５０人の定員だと職員だけでも、かなりの人数を確保しなきゃいけなくなるということになると。もう建設されているんでしょうから、やめろとは言わないんですけど、無駄になっちゃうかなと思っていますし、都内の中心部なんかの特養で開設しているところを見ると、大体ベッドが半分ぐらいは職員が確保できないために、３年間ぐらいは空いた状況が続くというのが、私、見ていて思っていますので、そこも含めて、計画値としてはどうなのかというのは、ちょっと２点ご質問させていただきました。

【会長】　事務局、お願いいたします。

【介護保険課長】　すみません。まず訪問介護等のことも含めての計画値の話ですけれども、まずこの計画値なんですけれども、見える化システムというものを用いて算出しているんですが、これまでの第８期の実績ですとか、それから現在使っている方の状況を踏まえた上での推計値というところです。ただ、今、委員からご指摘ありましたように、実際、地域包括ケアシステムを支えるためには、訪問介護、看護、どちらも大事な人材が必要というふうには認識しているところではございますが、まずはちょっと計画値としてこれだけ必要であるというところをお示ししないと、給付のほうにも影響が出るので、このようにお示しさせていただいております。

人材については、先ほどの説明をしましたとおり、訪問介護のような小規模事業者への支援ということで、夏にいろいろ事業者の方からも聞き取りをさせていただいたところ、やっぱり人材確保という面での今後の、介護の魅力を伝えるものですとか、それから東京都のほうもいろいろこれから動きがあるようですけれども、やはりそういう小規模事業者

への支援ということで検討は今後進め、第９期から第１０期に向けて、今、国のほうも総合事業のほうの検討を入っているところですので、北区だけでなく、全国的な問題ではございますけれども、今後北区の総合事業もどうしていくかというところ、この介護人材の取組も含めて、まさにこの９期で揉んでいくところかなというところで。具体的な介護人材のところ、まだ文言で出しにくいところなんですけれども、検討は進めていくという認識でおります。

それから、特養の事業計画なんですけれども、９期の間には、区内に特養ができて人が入所するということは、今回の計画では数字の中では見込んでおりません。

私からは以上です。

【会長】　はい、どうぞ。

【地域福祉課長】　地域福祉課長と申します。

ただいま委員のほうから、現在建設している１５０規模の特養というお話がございました。今、介護保険課長のほうからもお話がありましたとおり、現在、整備というか建設が始まっている特養はございません。

ただ、北区基本計画の中でも、これは（仮称）王子みずほというのが、王子六丁目に建設するという予定にはなっていますが、まだ土地の整備のほうがまだ終わっていませんので、建設はこれからということになり、第９期計画の中で建設するということはないというふうに考えてございます。

以上でございます。

【会長】　ありがとうございます。ただいま訪問サービスのことですね、総合事業のお話がちょっと出ましたけれども、この辺り、委員のほうから何か追加でご意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】　サービス提供責任者の会です。度々すみません。委員、どうもいろいろありがとうございました。

本当に現場が大変困っておりまして、ご存じのとおり、今回の令和６年度報酬改定で、小さな事業所は多分閉鎖していく傾向にあるのではないかと私たちも思っております。なぜならば、単位数が落ちてしまうということと、担い手がすごい少なくなってきているということで、訪問介護に入ってくるより施設のほうに流れる若手のヘルパーさん、介護員さんたちが、施設側へ流れていくケースが非常に増えております。

なので、訪問介護の現状は、今、現場で頑張ってくださっているヘルパーさんたちは、

６５歳以上８０歳までという年齢層で、毎日動いているヘルパーさんたちは８件ぐらい。朝８時半頃から６時過ぎまで、１週間に何回かお休みを入れて、フルに稼働している状態でございます。

また、ケアマネジャーさんからいただく新規に関しましても、問合せはたくさんあります。ただ、本当に人材不足で、今、必要なご利用者様に支援が提供できない状態、１日３回必要な支援でも２回しか訪問できないとか。あともう一つ大事なこととなるのは、北区内の事業所間で連携を持って、もう、一人の利用者さんを一生懸命支えていく、そういう方法しかないかなと。１事業所で全部１週間入ってくれという昔のプランでは、もうできない状態でございます。

あともう一つ、サービス提供責任者の会では、令和５年度いきいき生活援助員研修の講義・講師のほうを担当させていただいたんですが、令和６年度、また施策があるようですが、ぜひ、この先今すぐにでも、いきいき生活援助員研修を終わられた北区民の方を、何かの方法で民間の事業所に籍を置くのではなく、例えばどこかで、何か一つの組織をつくっていただいて、そこに援助員さんたちを１回そこで、集めていただいて、そこが派遣する事業みたいな形も何か考えていただかないと、申し訳ないんですけれども、今、サービス提供責任者の会のサ責の皆さんに聞きますと、もう単価が低く、安いのでいずれ障害福祉サービスのほうに力を入れていくという事業所が非常に増えてきております。

また、今はもうシルバー人材さんたちももう高齢化で、いきいき生活援助員に出れません、援助員できません。皆さん退職していって、今、民間のほうにできませんかと流れてきている状態です。

なので、そうなってきますと要支援１、要支援２、要介護１、要介護２ぐらいまでですね。この先変更になると思いますけども、ここに訪問して行けるヘルパーさんが実際いなくなると思います

そういうことも踏まえて、早急に何か北区のほうでも手を打っていただけないかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。長くなりました。すみません。

【会長】　ありがとうございます。

これは非常に今日解決できるものではないかと思うんですが、早急にちょっと在り方といいますか、体制について第９期を踏まえて検討していく、最優先課題の一つかなと思いますので、ぜひ事務局のほうもよろしくお願いいたします。何かそれに関しては、ご発言

ございますでしょうか。

【介護保険課長】　すみません。介護保険課長です。

本当に、これまでのいきいき生活援助員研修、まずサ責の会の皆様、担っていただきましてどうもありがとうございました。本当にその人材が今後どのように活用していったらいいかというところは大きな課題であると同時に、これまでもターゲット層ですか、どういう人に対象になってもらうかという、シルバー人材だけではなく、昨年からは小中学校の保護者向けにチラシを配ったりというような、いろいろやり方も変えてきてはいるところなんですけれども、実際、研修を受けていただいて、生活援助員のまま登録を済ませてお仕事をされているという方は、大変少ないというふうに聞いています。区のほうでつくっている制度の設計の中でも、うまくいっていないところも正直なところございますので、そういったことも含めながら、また新たな介護の担い手となる方、どのような方にどのようなお声がけをしていって、支えていかなくちゃいけないかというところについては、事務局のほうもこれからもう少し研究が必要なところでありますので、引き続き、団体の皆様をはじめ、皆様からの忌憚のないご意見、ご助言、それからアイデアをいただきながら検討してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】ありがとうございます。

それでは、どうぞ。委員、お願いします。

【委員】　ケアマネジャーの会です。

先ほど質問した件で、改めて確認なんですが、給付適正化事業の一環としての位置づけとして、ケアプラン点検について第８期、第９期とつながってきたわけですが、第８期の中で地域団体との対話、主任ケアマネジャーの参加という積み上げ、そういった対話の積み上げによってできたと理解をしておったんですが、今回大きな見直しを図っていらっしゃる、その経緯を教えていただければと思っております。

以上です。

【会長】　事務局、お願いいたします。

【介護保険課給付調整係】　介護保険課給付調整係と申します。

先ほど、ちょっとご説明が繰り返しになってしまうかもしれないですけども、もともとこちらは国の指針に基づいて行わせていただいているものでございます。

こちらの話の中でいただいたご意見も踏まえてというところではあるんですけれども、一方で、国、東京都もガイドラインがございますけれども、国の指針というのがまず前提

にあるところでございますので、こちらのケアプラン点検につきましては、そういった形で、まずは進めさせていただくと。今後のお話をいただく中で、どう進めていくのかというところについては検討させていただきますけども、取り急ぎはこちらに基づいた３年間の指針に基づいているところでございますので、まずはそちらのほうで進めていくというふうに考えてございます。

以上です。

【会長】　ありがとうございます。

委員、どうぞ。

【委員】　すみません。このケアプラン点検のところに、ケアプラン点検のノウハウを持つ事業者への業務委託を通じてというふうに書いてあるんですけど、具体的にそのノウハウを持つ事業所というのを介護保険課さんのほうでピックアップされているというような状況なんですかね、その辺のちょっとニュアンスが分からなくて。

【会長】　どうぞ。

【介護保険課給付調整係】　すみません。こちらにつきましては、もともと給付適正化のパッケージという形で、実際、あれ、ここおかしいなというところの給付の問題があるようなデータを抽出することができる、データを持つ事業所のほうで、実際のところは、そこでそういったことのアドバイスもできる方もいらっしゃるというところで、このパッケージのところとセットというふうにして考えているところでございます。

なので、ケアプラン点検の点検業務のみに特化してというよりは、実際その対象の抽出のところと合わせた形で、事業所に委託していくということでの対応を考えております。

以上です。

【会長】　ありがとうございます。

それでは、ちょっと時間の関係上、ひとまず議案１に関しては一旦終わらせていただいてよろしいですか。

続きまして、議案２の令和６年度介護予防・生活支援サービス事業の単価見直しについて、事務局よりご説明をお願いいたします。

【長寿支援課長】　私、長寿支援課長でございますが、資料の２でございます。令和６年度介護予防・生活支援サービス事業の単価見直しについて、ご説明をさせていただきます。

１の要旨です。介護予防・日常生活支援総合事業サービスの単価については、国から提示される第９期計画期間に向けた、令和６年度の介護報酬改定に合わせた見直しを行いま

す。なお、総合事業サービスの単位は、国から提示される総合事業サービス（訪問型・通所型サービス・介護予防ケアマネジメント）の単位数表を参考といたしますが、現時点では区の第８期の考え方などを基本といたしまして、大幅な見直しは実施しない予定です。

２の今後の予定でございます。３月に国のほうから総合事業サービスの単位数表の提示が来る予定ということで、今は考えてございます。３月の北区議会のほうへ所管委員会のほうにご提案をさせていただく予定でございます。４月に報酬単価が改定、また、処遇改善分は６月改定というところで予定してございます。

私からは以上です。

【会長】　ありがとうございます。ただいまのご紹介に関しまして、ご意見、ご質問、いかがでしょうか。

委員、何かご発言はございませんでしょうか。

【委員】　具体的なものを見てからにしたいと思います。

【会長】　分かりました。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ちょっと今までのところで、まだご発言いただいていない委員の皆様で、特に区民を代表される方にご感想でも何でもよろしいですので、ちょっと一言ずついただければと思います。

まず、委員、もうこの第６章に限らず、全体としましてでも結構です。何かご感想なり、あればいただければと思います。

【委員】　すみません。民生委員児童委員でございます。

中の内容については、もう本当によく分かりました。私たちは、反対にこの受けるほうのすぐそばにいるものですから、そういう事情もそんなによく分かっていなくて、どうしても困っている人をすぐにでもヘルパーさんに来てほしい。もうすぐにでも特養に入れてあげたい、そちらのほうが強いものですから、こういう事情をこういうところに来てやっぱり勉強しないと、何か申し訳ないような。すぐにでも、もう明日から来てもらえるような状況で、私のところに来る人は、介護保険もここのところ、申請したいという方が増えております。コロナの後で事情が世の中が変わっているそうで、息子さんとかが今まで、息子さんとお母さんでいた人は、息子さんが転勤になる、そういう状況。だから、今までは独り暮らしでなかったんですが、独り暮らしになる方が増えております。やっぱりもう、すぐにヘルパーさんに来てほしいというお話が多いものですから、こういういろんなこと

を勉強させていただいて、あんしんセンターにあんまりせっつかないように頑張りたいと思います。

私たちでできることは少しずつ協力して、お手伝いしたいと思っております。ありがとうございます。

【会長】　ありがとうございます。本当に幾らサービスを提供したくても人がいないと、スタッフがいないというのは、本当にこういう会議で初めて実感していただける部分も多いかもしれませんが、本当に住民の皆さんのパワーと専門職の方々の連携でやっていく必要があるんじゃないかなと改めて感じた次第でございます。

それでは、まだご意見いただいておりません、委員、いかがでしょうか。何か感想でも結構です。

【委員】　今、先生がおっしゃっていたような現実的な部分が、もうほとんど身に降りかかってきていますので、どういう対処をしたらよいのかという、こういうベースが今まで何もなかったんですが、こういうものが常に頭に入ることによって、ここの施設はどんなレベルなんだろうという見方がすごく変わってきましたね。ちゃんとした規模で、ちゃんとした人材がそろって、私たちが頑張って、あんしんセンターを通して入れてもらったところが、本当に安心して通わせられるところなのかなという、今までそういう目で見ていなかったんですが、そういう注意する部分がすごく多くなったなと思います。

【会長】　ありがとうございます。

それでは、委員、いかがでしょうか。

【委員】　オレンジサポーターがカードに変わっているって知らなかったです。ずっと、講習を受けたらリングをもらえるんだなと思っていました。

【会長】　ありがとうございます。

それでは、委員、いかがでしょうか。

【委員】

大変、勉強不足で申し訳ない。これ愚問かもしれないんですけど、ヘルパーさん、介護要員として戸別訪問されていますね。これは女性だけのお仕事なんでしょうか。

というのは、今、町会のちょっと役員をさせていただいていまして、町会のお一人の方からいろいろ相談を受けるんですけど、それに対して、行って、いろいろアドバイスもさせていただきますし、あんしんセンターのほうへご紹介もさせていただいているんですけれども、男性がやってもいいんじゃないかなと、逆に。単純に思ったものですから、ちょ

っと質問させていただきます。すみません。

【会長】　事務局、いかがでしょうか。

【介護保険課長】　ヘルパーさん、男性の方もいらっしゃいますし、そういう担い手になってくださる方がいると大変心強いなというふうに思っているところです。

【会長】　初め、事務局のほうも説明ありましたように、逆に最近ヘルパーさんとか訪問スタッフに対してのハラスメントなんかも問題になってきていますので、本当にもう非常に複雑な問題があるので、もう本当に今年度をはじめ、その体制に関して、緊急的に至急検討すべきかなと思いますので、ありがとうございます。

委員、何か追加では大丈夫でしょうか。よろしいでしょうか。

はい、委員、お願いいたします。

【委員】　司法書士です。成年後見制度を担う司法書士の団体、リーガルサポートの会員です。

今日、皆様から大変現場も含めて貴重なご意見いただいていますので、私も近いところでの情報を皆さんと共有できたらなと思います。

地域包括ケア推進計画の１００ページのところ、こちらに事業９１、成年後見制度の利用促進と９２、権利擁護センター「あんしん北」の機能充実という事業を個別事業として掲載していただいています。実際、北区は下のところ、北区社会福祉協議会が「あんしん北」という権利擁護センター、成年後見制度を含めて権利擁護をしていくという機関となって、成年後見制度の利用促進の中核機関としても機能しています。

実際、個別の事案で、ちょっと認知症なり何なりで、お金の管理であるとか、契約行為であるとか、例えば郵便物の管理等、ちょっと難しくなってきているかなという方がいるときに、地域の皆様、また関わっているケアマネジャーさんやヘルパーさん等を通じて、例えば高齢者あんしんセンターさんに情報が入るとあんしんセンターさんと「あんしん北」のほうで打合せをしたり、身内の方がいらっしゃれば、そのまま成年後見制度につなげる。また、本人の判断能力といった本人申立てで後見制度につなげる。なかなか申立てする人がいないよというときは、北区のほうで区長申立案件として進めるというところを、本当個別の案件でその方に合った制度で、場合によっては、後見制度までは要らないんだけれども、もともと社協さんでやっている地域権利擁護事業で、当面は様子を見れないかとか、ほかのいろんな社会資源を使っていけないかというところで、個別事案で本当に「あんしん北」さんのほうが頑張っていただいていまして。

実際、私の肌感覚でも、私、後見人という業務をやるようになってもう１０年ちょっとになるんですが、もともとは荒川区、北区で、荒川区のほうがいろんな案件をご紹介いただくことが多かったんですけれども、ここ数年でやっぱり北区、「あんしん北」さんを通じてのご依頼とか、このＮｏ．９１のところにある利用促進検討会議で社会福祉士、弁護士、司法書士の中で、司法書士がいいんじゃないかと言われた案件とかをお引受けしているんですけれども、もう利用促進がほかの区と比べても進んでいるという状況になっています。

その中で、北社協さんの「あんしん北」、ちょっと人員も限られてる中で、親族後見人の支援とか、今後は市民後見人を育成していかなきゃいけないとか、いろいろ頑張っていただいていますので、ちょっとその状況を皆さんと共有できたらと思いました。

【会長】　ありがとうございます。情報提供をいただきました。

委員、お願いいたします。

【委員】　社会福祉士会と申します。

先ほど、委員と委員の問題意識、社会福祉士会としても、北区の介護にすごく重要なことだと思っております。高齢者の方のデータが、これたくさん詳細に出ていますので、ぜひホームヘルプでいいと思うんですけど、実際に活動して働いていらっしゃるヘルパーさんの支え手の人数だけでも、区内、この９期、どのぐらいいるのかというのも、ちょっと調べて載せていただければなと。１万９，０００人認定されている方のうちのヘルパーさんこれだけで、北区はちょっとこう、支えているというような、目に見える形というのもちょっと少しずつ進めていけたらなと思います。

あと、地域に偏在しているというのも、その次の段階で分かってくれば、プロのヘルパーさんがいないようなところというところですと、家族介護者、家族の方が支えていることが推定されますので。そうすると、今後、ヤングケアラーの調査とかも入ってくるので、そういうところの推測にも使えるんじゃないかなと思っています。ぜひ、ご検討いただければと思います。

【会長】　ありがとうございます。

事務局のほう、いろんな様々なちょっと実態把握をということで、ご希望ですが、事務局のほうは何かご意見、ご発言ありますか。

【介護保険課長】　ちょっと人数を載せられるかどうかは、もう一回持ち帰らせて検討させていただきたいかなというふうに思っていますけれども、いろんな部分で介護人材を支

える担い手の育成ですとか、定着というのは、やっぱり区が取り組むべき課題というふうには認識していますので、文言の中でそういう部分、加筆できるものをしていきたいと思っています。

以上です。

【会長】　ありがとうございます。

それでは、ちょっと時間の関係で、次の報告事項にひとまず移らせていただきたいと思います。

第９期介護保険運営協議会の委員について、事務局からご説明をお願いいたします。

【介護保険課長】　事務局です。

それでは、資料３をご覧になってください。第９期介護保険運営協議会の委員についてご説明をいたします。

資料３では、現在の第８期介護保険運営協議会の名簿をお示ししております。北区介護保険運営協議会の皆様には、この３年間大変お世話になりました。どうもありがとうございました。

第９期については、第８期まで進めてまいりました北区版地域包括ケアシステムの深化をさらに推進するに当たって、コロナ５類移行後の多職種連携によるネットワークや通いの場、総合事業の一層の充実。また、本日も大変貴重なお話をいただいています、介護人材の確保、定着に向けて、取組をさらに発展していくために、それぞれのお立場からの忌憚のないご意見、ご助言を引き続き賜りたいと考えているところでございます。

構成につきましては、現在の推薦母体からの推薦を基本として考えてございますが、一部人数等についても検討をしていきたいと考えているところでございます。引き続き、ご依頼をさせていただく場合には、各推薦母体に依頼文を出させていただきたいと思っています。依頼文につきましては、２月中旬発送を予定してございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【会長】　ありがとうございます。ただいまのご報告に関しまして、ご意見、ご要望、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、また第９期もご協力のほど、よろしくお願いいたします。

少しちょっと時間がございますので、まだ今日ご意見いただいていらっしゃらない委員の皆様、感想でもどの部分に関してでも結構ですが、いかがでしょうか。

委員、何かございますでしょうか。ご感想でも結構です。

【委員】　勉強不足なので、ここへ来て本当にいろんなことがよく分かって、身にしみています。やはりマンパワーのことも心配ですが、私の親戚も２人、夫婦ですけれども、青森で認知症とかいろいろ関わっている方なんですけれども、やはり東京へ出てきたいということですね。積み上げた２０年間の経験を東京で生かしたいと。しかし、やはり時給はまだ低いし、幾ら働いてもやっぱり子どもを三、四人抱えているので現実的に難しい。そういう方を東京で安住をできるように、安定できるようにしてあげられるような施策があれば、マンパワーの解決には少しは役に立つかなと思います。

以上です。

【会長】　ありがとうございます。

委員さん、一言いただけますでしょうか。

【委員】

私は、地域密着型サービスというところでやっているんですけども、やはり介護人材がもうどこもかしこも大変という話ばかりでございます。中には、派遣を使って、それによって経営が圧迫されるというようなところも、もう大分出始めているというような状況ですので、もうとにかく官民一体となって介護人材をどうしていくのか、本当に総合的に考えていかないと手後れになってしまわないとも限らないので、とにかく頑張っていくしかないかなと思っております。

以上です。

【会長】　ありがとうございます。

委員、いかがでしょうか。

【委員】　すみません。柔道整復師会と申します。

我々は、皆様のお役に立てるのは機能訓練の部分ですので、自分たちの施術所内で、機能訓練することができますので、ぜひご活用いただければと思っております。よろしくお願いします。

【会長】　ありがとうございます。

委員、お願いいたします。

【委員】　訪問看護ステーション協議会です。

今日の推進計画とかの内容とかを聞かせていただきまして、ありがとうございました。実際、本当に訪問介護とか介護をする人の人材が本当に不足しているということをより今

日、自分でも実感することができました。

また、看護師のほうも本当に看護師不足して、看護は足らない状況で、訪問看護の事業所が新しく立ち上がるんですけど、やっぱり閉める事業所も多いということで。在宅のほうに移行で、地域包括ケアを推進ということではありますが、人材が全体的に少ないというようなところでの今後の課題というのがすごく大きいし、そこをじゃあ、どういうふうにして人材を確保していくのかということが、ちょっと今の段階でのこれからの課題なのかなとか思いながら聞かせていただきました。

以上です。

【会長】　ありがとうございます。看護の領域も同じだということで、本当に人材の問題ということですね。

それでは、委員、一言いただけますでしょうか。

【委員】　施設長会です。

施設のほうは、実はだんだん退去者が増えてきていますので、そうしますと次の方が入るまでの空床が増えているんですね。これ、足してみますと、大変たくさんの量になりました。これは資財ですよね。できるだけ、ここを有効に回していくということがまだまだ伸び代があるなというところを今、施設長会はこの２年ほど、区の担当の方とご協力を得ながら進めているところで、手順をよくしますと少しでも空いているところが使えるようになると。そうしますと、待っていらっしゃる方が早くにこのベッドを使えるようになると。

これは引き続き、今、１１施設ありますけれども、どれだけのものが空転しているのかということを追っていかなきゃいけないというのがありまして、施設長会の課題になっています。今後も続けていきますので、よろしくお願いいたします。

【会長】　ありがとうございます。ベッドの有効利用ということになるかなと思いますね。ありがとうございます。

本日の議案、報告事項は以上でございます。これで第３回の介護保険運営協議会を終了したいと思います。

また、本会で令和５年度及び第８期における、全体での介護保険運営協議会は最後となります。ありがとうございました。

それでは、閉会の挨拶を本日は地域福祉課長からいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【地域福祉課長】　皆様、本日は大変お忙しい中、また朝早くから会議に参加していただきまして、誠にありがとうございました。

介護保険運営協議会の委員の皆様におかれましては、この３年間、コロナ禍にあって協議会の運営も難しい中、現在の地域包括推進計画、三つの計画の推進、また高齢者保健福祉計画、第９期の介護保険事業計画に加えまして、今回は認知症施策推進計画の三つの計画を包含する新たな地域包括ケア推進計画の策定にご尽力を賜りまして、本当に誠にありがとうございます。協議会におきまして、それぞれの立場で大変貴重なご意見をいただきましたことを、改めて感謝を申し上げます。

さて、来年度から、本日ご議論をいただきました地域包括ケア推進計画に基づきまして、事業の推進に努めてまいりたいというふうに考えてございます。委員の皆様におかれましても、引き続き、計画推進に向けてご理解、ご協力を賜ればというふうに考えてございます。

今年度、また今期の介護保険運営協議会自体は、最後になるかというふうに思います。会長をはじめ、委員の皆様に改めて感謝申し上げますとともに、３年間にわたり委員としてご活動いただいたこと、大変感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

【会長】　ありがとうございました。

それで閉めさせていただいてよろしいですか。はい、どうもありがとうございました。

【介護保険課長】　この後、１１時１５分より第２回地域密着型サービス運営協議会を開催いたします。地域密着型サービス運営協議会の委員の方は、ご出席をお願いいたします。委員の皆様におかれましては、お忙しいところ、恐れ入りますが、ご協力のほど、どうぞよろしくお願いします。

ありがとうございました。